

宮崎日本大学高等学校 いじめ防止基本方針



平成 26 年 2 月 6 日
(最終改訂 令和 7 年 1 月 8 日)

宮崎日本大学高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

現在、学校現場では「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。とりわけ、近年の急速な情報技術の進展に伴い、「いじめ問題」の多様化、複雑化、潜在化の様相を呈してきています。

我々教職員は、いじめ問題に対応するに当たり

- ① いじめはどの学校・学級にも、どの生徒にも起こりうること。
- ② いじめの態様は、様々であること。
- ③ 状況によっては生命にも関わる重大事態を引き起こしうること。

この3点を十分に認識しておく必要があります。

上記の認識を踏まえた上で、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組まねばなりません。加えて全教職員が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解の下、組織的な対応が重要となります。

平成25年6月には「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」（平成29年7月改訂）が策定されたことを受け、本校でのいじめ防止対策の基本的な方針を「宮崎日本大学高等学校いじめ防止基本方針」としてここに定めます。

目次

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・2
 - (1) いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (3) いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のための組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 いじめの防止等に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (1) いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - (3) いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (4) インターネット上のいじめへの対策・・・・・・・・・・6
 - (5) いじめ防止プログラム年間計画・・・・・・・・・・7
- 3 その他
 - (1) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実・・・・8
 - (2) 組織的な指導体制と資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - (3) 地域と家庭との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - (4) 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 4 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し・・・・・・・・・・9
- 2 学校相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

【参考】資料1 教職員へのいじめに対する基本姿勢～教職員としてなすべきこと・・・・10

別紙1～4

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

第2条 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法【平成25年法律第71号。以下「法」という。】

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。
この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」である「いじめ・不登校等対策委員会」を活用して行います。
- (3) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。
- (5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。
- (6) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要です。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方(資料1 教職員のいじめに対する基本姿勢 p10 参照)

- 「いじめは決して許される行為ではない」との認識を生徒や保護者、教職員が認識し、周知を図ります。
- 生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識で、いじめを受けている生徒をしっかりと守ります。
- いじめはどの子どもにも、どこの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のために、全教職員が万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめ問題の一掃を目指します。

(1) いじめの防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事です。本校においては、教育活動全体を通して、全ての生徒に対して自己有用感や規範意識を高めさせ、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。いじめ問題は、観衆や傍観者にならないような指導を行い、集団全体がいじめを許容しない学校づくり（未然防止の観点から重要）を目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、本校では直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に迅速に指導をする等、組織的かつ継続的に対応します。

※家庭や県の教育委員会・私立学校担当課への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

- (1) いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置しています。
- (2) 週1回の定例会を原則とし、いじめ事案の発生時等は緊急に開催します。
- (3) 「いじめ・不登校等対策委員会」は以下の者で構成します。

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、学年長、学科長、教育相談担当、カウンセラー、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、関係教諭、その他

(4) 活動内容は

- ア いじめ防止基本方針の作成・見直し
- イ いじめ防止のための年間指導計画の作成
- ウ いじめ問題に関する校内研修会の企画・立案
- エ いじめ防止のための諸調査、報告等の情報の整理・分析
- オ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- カ 要配慮生徒への支援方針決定
- キ いじめを受けた生徒への支援方針の検討
- ク 重大事態への対応

2 いじめの防止等に関する措置

(別紙1参照)

(1) いじめの防止

生徒が主体となった活動

- ア 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間通じて設けます。
 - 異学年交流会の実施
 - ホームルームでの話し合い活動の実施
 - ボランティア活動の推進、地域への貢献
- イ 生徒同士が思いやり、助け合い、支え合いながら人間関係を育むピア・サポート活動を推進します。
- ウ いじめの理解や過去の事例について、生徒の学ぶ機会を設置します。

教職員が主体となった活動

- ア いじめは深刻な人権侵害であるという観点から、全ての教育活動の中で、人権教育の充実を図ります。
- イ 授業改善に努め、生徒の自尊感情や自己有用感を育む授業づくりを目指します。
 - 生徒の達成感や充実感を味わわせることのできる、生徒の実態に応じたわかる授業の展開
 - 生徒指導の実践上の視点(自己存在感の感受、共感的人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)を取り入れた授業の推進
 - 授業力向上を目指した職員相互の公開授業の実施
- ウ 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努め、迅速に対応できる相談体制を整備するとともに、生徒に寄り添った相談体制をつくります。
- エ 教科やホームルーム活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育みます。
- オ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携体制を整備するとともに、日頃から関係者との信頼関係を構築します。

(2) いじめの早期発見

(別紙1～3参照)

- ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを教職員及び保護者で共有します。
 - 生徒の発する具体的なサインの作成と共有
 - 学級日誌や生活記録等、担任と生徒の間で交わされるものの活用
- イ 生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - 教育相談の充実
 - いじめの相談窓口の周知
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的に「アンケート調査」を実施します。
 - 学校独自のアンケートを実施(最低学期に1回)し、卒業時まで保管
- エ 『いじめ・不登校等対策委員会』において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等がもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
 - 職員会議での情報の共有
 - 進級時の情報の確実な引継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

(別紙4参照)

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について生徒指導部長（『いじめ・不登校等対策委員会』を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに報告します。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導部長等は、いじめを認知した場合には『いじめ・不登校等対策委員会』の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかに『いじめ・不登校等対策委員会』を招集し、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が設置者及び県の教育委員会・私立学校担当課等へ直ちに報告します。
- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、『いじめ・不登校等対策委員会』の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要であることを留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、県の教育委員会・私立学校担当課、警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との随時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合、随時『いじめ・不登校等対策委員会』で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、『いじめ・不登校等対策委員会』において、指導及び支援の方針を決定します。
- 『いじめ・不登校等対策委員会』の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 再発防止に向けた対策を検討します。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配は不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、次の事項を実施し、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保します。
- ・心のケアを図ります。
- ・今後の対策について、共に考えます。
- ・活動の場等を設定し、認め、励まします。
- ・暖かい人間関係をつくります。

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、次の事項を実施し、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞きます。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示します。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求めます。

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、次の事項を実施し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認します。
- ・いじめの背景や要因の理解に努めます。
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせます。
- ・今後の生き方を考えさせます。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行います。

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、生徒や保護者の心情に配慮しつつ、次の事項を丁寧に説明します。

- ・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝えます。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらいます。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に次の事項を実施します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨みます。
- ・県の教育委員会・私立学校担当課や関係機関と連携し解決を目指します。
- ・管理職も一緒に対応します。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、次の事項を実施し、自分達でいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努めます。
- ・自分の問題として捉えさせます。
- ・望ましい人間関係づくりに努めます。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努めます。

(4) インターネット上のいじめの対応

ア インターネットによるいじめとは

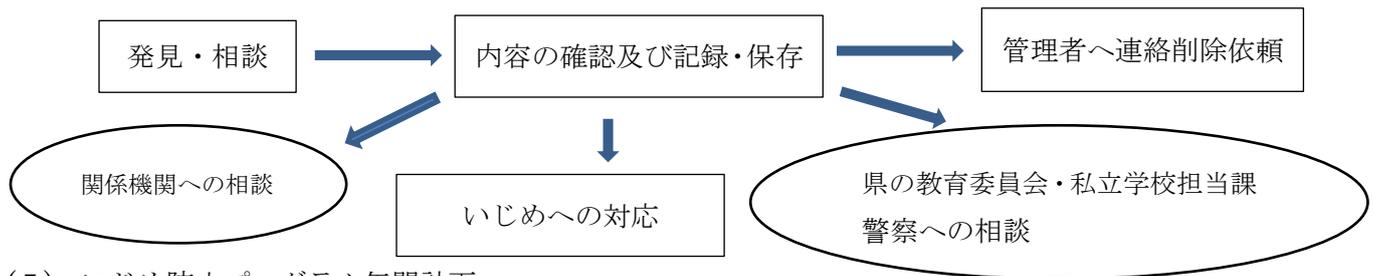
携帯電話やパソコン等を通じて、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまして社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する等を指し、犯罪行為に当たります。

イ インターネットいじめの予防

- LHR や全体集会で、ネット犯罪の事例などの情報提供を行い、いじめ防止の啓発を図ります。
- トラブルに巻き込まれないために、フィルタリングや保護者の見守りなどを啓発します。
- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。

ウ インターネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、インターネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したとき、次のように対処します。



(5) いじめ防止プログラム年間計画

	いじめ防止対策等	早期発見	職員研修等
4月	○学年会・学科会において 前年度の引継ぎ・把握 ○いじめ・不登校等対策委員会	○面談・教育相談 ○校内巡回	○職員への周知徹底 ○いじめに関する職員研修
5月	○学校生活アンケートの実施及び検証 ○いじめ・不登校等対策委員会	○面談・教育相談 ○校内巡回	○随時 ○学科・学年別の研修
6月	○いじめ・不登校等対策委員会	○面談・教育相談 ○校内巡回	○随時
7・8月	○1学期の検証 ○いじめ・不登校等対策委員会	○面談・教育相談 ○校内巡回	○夏季校内研修会
9月	○いじめ・不登校等対策委員会	○面談・教育相談 ○校内巡回	○随時
10月	○学校生活アンケートの実施及び検証 ○いじめ・不登校等対策委員会	○面談・教育相談 ○校内巡回	○随時 ○学科・学年別の研修
11月	○いじめ・不登校等対策委員会	○面談・教育相談 ○校内巡回	○随時
12月	○2学期の検証 ○いじめ・不登校等対策委員会	○面談・教育相談 ○校内巡回	○随時
1月	○いじめ・不登校等対策委員会	○面談・教育相談 ○校内巡回	○随時
2月	○学校生活アンケートの実施及び検証 ○いじめ・不登校等対策委員会	○面談・教育相談 ○校内巡回	○随時 ○学科・学年別の研修
3月	○1年間の取組の総括・評価・次年度への策定 ○いじめ・不登校等対策委員会		

3 その他の留意事項

(1) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、「教師向けの生徒指導資料」や「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組みの充実を目指します。

(2) 組織的な指導体制と資質の向上

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込むことのないよう、学年及び学校全体で組織的に対応するために、『いじめ・不登校等対策委員会』による対策会議を開き、指導方針を立て、組織的に迅速に対応します。また、いじめが起こらない学校をつくるための人権教育の教育内容・実践方法等についての研修等を充実し、教職員の資質能力の向上を図ります。

(3) 地域と家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA や学校評議員、地域との連携促進、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(4) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも拘わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携のために、平素より情報共有体制を構築しておきます。

(5) 校内研修の推進

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用するなど、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進します。

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次のア又はイに掲げる状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長は設置者及び県知事（私立学校担当課）に報告するとともに、速やかに重大事態に対処し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン平成 29 年 3 月文部科学省」（令和 6 年 8 月改訂）を踏まえ、調査及び再発防止のための組織を設置します。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（重大事態の定義 法第 28 条 1 項 第 1 号）

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発祥した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合 など

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（重大事態の定義 法第 28 条 1 項 第 2 号）

- 年間の欠席が 30 日程度以上の場合
- 一定期間連続して欠席している場合は、状況により判断

(2) 重大事態の性質に応じて、専門知識を有する第三者を加えた組織編成を実施します。

(3) 事実関係を明確にするための調査事項や方法、スケジュールの確認後、次の調査を迅速に実施します。

調査内容 ①いつから ②誰から ③どのような行為が行われたのか

④いじめの背景や人間関係 ⑤教職員の対応 等

(4) 事案について、事実関係等、その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ、適時・適切な方法で対象生徒・保護者、いじめを行った生徒・保護者、県知事等に説明・報告します。

(5) 重大事態について全職員で共通理解する場を設定し、当該事案を再燃させないために必要な具体策について十分協議し、速やかに次の再発防止策を講じます。

- いじめに関係した児童生徒・保護者への継続的な支援
- 学級や全校生徒への指導
- 加害生徒への毅然とした指導の継続
- 再発防止策についての実践・報告
- 学校のいじめ防止についての取組確認といじめ防止基本方針の見直し
- 学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する（犯罪行為等）
- 適切な対応をとることができるよう平時から備えておく
- 重大化をさせないため学校全体でいじめ防止及び早期発見・早期対応に取り組む

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

2 学校相談窓口



相談窓口は、上記以外すべての教職員で受け付けます。個人情報の保護といじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保を最優先し、迅速に対応します。

■教職員のいじめに対する基本姿勢

～教職員としてなすべきこと～

<予防・未然防止>

- 心の居場所づくりに努める
- 特別教室や掲示板など校内の環境面も気にかける
- 一人ひとりの心の理解に努める
- いじめは絶対に許さないという学級風土をつくる
- わかる授業・「自信」と「やる気」を引き出す授業に努める
- 個性を認め合う学級経営に努める
- 生徒達の集団づくり、地域活動への参加の推進
- 保護者・地域との連携、情報提供及び情報共有をする

<早期発見・早期対応>

- いじめを見抜く感性を磨き、生徒の変化に敏感になる
- 不安や悩みを受容する姿勢をもつ
- いつでも、誰にでも相談できる体制づくりをしておく
- 生徒や保護者からの声に誠実に応える
- 客観的な資料を活用し、潜在的ないじめの早期発見を目指す

<組織的対応>

- いじめを受けた生徒を最後まで守り抜く
- 生徒の自尊心を傷つけない、偏見を招かない指導・注意をする
- 教師間で連携・協力して問題解決にあたる
- 関連機関との連携を蜜にしていく

- ㊟ いあくのことを考えて
- ㊟ んちょうに
- ㊟ ばやく
- ㊟ いいをもって
- ㊟ しきてきな対応で

■いじめられている生徒のサイン

別紙 1

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多いです。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にします。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の SHR	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。<input type="checkbox"/> 始業時刻ギリギリの登校が目立つ<input type="checkbox"/> 教師と視線を合せず、うつむいている。挨拶をしなくなる。<input type="checkbox"/> 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。<input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室する。<input type="checkbox"/> 体調不良(頭痛・腹痛・吐き気等)を訴える。
授業中	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。<input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。<input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席についている。<input type="checkbox"/> 教科書、ノート等に落書きや汚れがある。<input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされたり、発言すると周囲がざわめいたりする。<input type="checkbox"/> 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。<input type="checkbox"/> グループ活動において、よく取り残される。
休み時間 清掃時間等	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 昼食を一人で食べることが多い。<input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。<input type="checkbox"/> 遊びと称して、友達とふざけあっているが表情がさえない。<input type="checkbox"/> 一人であることが多く、集団での行動を避けたり、小さな物音に敏感に反応する。<input type="checkbox"/> 一人で清掃していたり、常にゴミ捨ての当番になっていたりする。<input type="checkbox"/> 清掃が終わっているのに、後片付けを一人でしている。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 用事がないのに、教師の近くや職員室の周りにいる。<input type="checkbox"/> あわてて下校する。またはいつまでも学校に残っている。<input type="checkbox"/> 靴や傘などが紛失する。<input type="checkbox"/> 部活動を休みがちになったり、突然やめると言い出す。<input type="checkbox"/> 一人で準備や後始末をしている。
その他	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 毎日、必要以上のお金を持ってきている。<input type="checkbox"/> 衣服の汚れ等がある。<input type="checkbox"/> ボタンがとれていたり、ポケットが破れたりしている。<input type="checkbox"/> 手足に傷やあざがある。<input type="checkbox"/> 怪我をすることが多く、その状況と本人の言う理由が一致しない。

■いじめている生徒のサイン

別紙2

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握します。

サイン

- 教室や廊下等で、仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- 教職員が近づくと、生徒達が不自然に分散したりする。
- 自己中心的な言動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。
- 教職員に対して機嫌を取ることが多く、教職員によって態度を変える。
- グループで行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりしている。
- 特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
- 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。
- グループの仲間だけにわかるような隠語を使っている。

■教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多いです。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにします。

サイン

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで近く of 席になることを嫌がる生徒がいる。
- 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。
- 他の生徒の机と机の間隔とは違って、特定の生徒の机との間隔が開いている。
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- 絶えず周囲の生徒の顔色を伺っている生徒がいる。
- グループ活動のとき、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- 机や壁等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。
- 教室のゴミ箱にゴミがあふれている。

家庭でも多くのサインを出しています、以下のサインが見られたら学校に相談し、協力していじめの解決を図ります。

サイン

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- 感情の起伏が激しくなり、些細なことで怒ったり、動物やもの等に八つ当たりする。
- 朝、なかなか起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。
- 不信な電話やメールがある。
- 遊ぶ友達が急に変わる。またはまったく友達を遊ばなくなる。
- 部屋に閉じこもり、考え事をしたり、家族とも食事をしたがらなかったりする。

- 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 学校に行きたくないと言い出したり、登校時間が近づくと腹痛等の具合が悪くなったりする。
- 食欲不振、不眠を訴える。

- 学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 成績が下がる。

- 家庭で品物やお金がなくなる。あるいは、用途のはっきりしないお金を欲しがる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。

